

ふれあい懇談会会議録（令和3年度 第2回）

団体名 南相馬市復興事業協同組合

開催日 令和3年12月8日（水）

時間 17時30分～19時

場所 南相馬市復興事業協同組合

参加者 団体関係者25名

市長、建設部長、総務部財政課長、総務部次長兼秘書課長、秘書課広報広聴係長、秘書課広報広聴係員

1. 開会の挨拶
2. 代表挨拶
3. 市長挨拶
4. 懇談会
 - (1) 入札について
 - (2) 維持管理事業について

詳細は別紙「ふれあい懇談会発言事項一覧」

5. 質疑応答
6. 閉会の挨拶
7. 閉会

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
1	参加者	変更契約における限度額について、追加額に対しては上限が決まっているが、減額に対しては上限が無いので、減額に対しても上限を設けてほしい。1200万円で落札した工事が、800万円以上減額され、前払金を200万円以上返金した工事があった。	財政課長	本市の変更設計にかかる取り扱いにおいては、福島県の「変更設計ガイドライン」を準拠しており、変更設計に伴う金額の上限・下限の設定はございません。これまででも、着工後において変更が必要な場合には、監督員との協議を行ったうえで変更金額を算定しておりますが、今後も、施工上において変更が生じる内容については、協議のうえ変更設計・変更契約の手続きを行ってまいります。
2	参加者	落札後に、測量して図面を作成し、設計のやり直しをすることの無いようお願いしたい。	建設部長	土木工事の舗装修繕などの軽微な工事については、発注後の起工測量を基に、施工業者に施工図の作成を指示し工事実施する場合がありますのでご協力願います。一方、設計業務委託の設計内容に大幅な変更が生じた場合は、別途修正設計業務委託を実施し、適切に対応いたします。
3	参加者	物価の変動が激しいので、入札時の物価に見合った単価設定をして頂きたい。	建設部長	設計書に使われる単価は工事起工日を基準日とした公共単価等を採用し、工事工期期間中に公共単価の更新があっても原則として変更対象とはなりません。しかし、東日本大震災の復旧復興事業が盛んに行われるなど、人件費や製品の単価変動が大きく、一つの工事期間中に一定程度以上の単価変動があった場合は、インフレスライドや単品スライドの制度を採用し、変更の対象とするといった特殊な事例もあります。その場合は適切な対応を行います。
4	参加者	見積り依頼に関しては、原則的にその場所、建物の施工会社に依頼して頂きたい。設計図があり、内容も把握しているため。	建設部長	建物の改修工事など行う際には、基本的に当該建物の施工会社へ相談を行っています。しかし、金額が少額になると想定される案件については、当初の段階から、工事の規模や、金額などにより発注可能なランクの会社に見積りを依頼していることもあります。
5	参加者	見積り金額が工事発注時の指名ランクに入らない場合は、その施工会社より見積りする会社を紹介してもらうような体制をとって頂きたい。	建設部長	見積り依頼は、当該建物の施工会社が、建物の内容を把握しているため相談を行っていますが、金額が少額になるなど事前に把握できる場合などは工事の規模や、金額などにより発注可能なランクの会社に見積りを依頼することとしています。
6	参加者	見積り時に作成した図面を設計書に使用する場合は、それに見合った対価を支払うようお願いしたい。	建設部長	見積り時の図面作成費用の負担については、福島県の取り扱いと同様に負担できませんが、適切な見積り積算には必要な資料であるため、可能な範囲内で今後も協力をお願いします。
7	参加者	施工会社によって、工事の施工精度に差がみられるが、検査は合格になっているように思われる。あまりにも酷い現場に対しては、マイナスの点数をつけるか、やり直しを行うなど、きちんとした施工会社との差をつけて頂きたい。	建設部長	総合評価方式による点数化の必要性は認識し、平成22年度時点で導入を試み見ていましたが、東日本大震災以降は復旧事業のため応援職員を要して業務を行っている中、技術者の業務負担が増える総合評価方式の導入は中断しています。今後、復旧事業の終息により他自治体職員の応援を受けなくとも業務遂行ができるなどの組織体制が整い次第、総合評価方式の導入検討を進めてまいります。当面は、検査員並びに技術職員の技術力向上が必要であることから研修によりスキルアップを図ってまいります。
8	参加者	竣工検査に係る評価点やその仕組みについて、各会社に公表していただきたい。	建設部長	持ち帰りとする。 工事成績の評定結果の公表は、竣工検査のルールや基準が整理できていないため、未導入となっています。今後に向けて、持ち帰って前向きに検討させていただきます。

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
9	参加者	維持補修に係る見積依頼は維持管理に携わってきた施工会社に依頼いただき、その会社が業務を受託できるようにしていただきたい。	建設部長	持ち帰りとする。 応急復旧は緊急性があるため、急ぎ随意契約としているが、それ以外は競争入札で対応しています。改めて状況を確認します。
10	参加者	物価の変動や新たな制度などに関する情報は、国や県からの情報を取り逃さないようにしながら、積極的に導入を検討していただきたい。	建設部長	市では12月1日から、国や県も導入している中間前払制度を開始しました。今後も、国や県から通達があった場合は、制度導入について前向きに検討してまいります。
11	参加者	各社によって状況は異なるが、発注件数が維持できると経営が安定しやすい。工事の発注件数工事を発注する際に、分割して発注することは可能でしょうか。	建設部長	入札不調を避けるために、分割して発注することもあります。工事発注については今後も皆さんからの意見を取り入れながら、すすめてまいります。
12	参加者	必要な技術者を確保しておくために、発注に関する情報や計画などをなるべく早く共有していただきたい。	市長	なるべく早く発注計画を出せるようにしてまいります。
13	参加者	市の維持管理事業の方向性や範囲が不透明。人材を確保するのが難しい。工事の費用や必要と思われる人数など、業務の内容を示してください。	市長	業務内容や年間の委託料などの情報をお示しできるか、検討します。市の直営班で行う業務の範囲が決まれば市の態勢も立てやすい。組合加盟社側で請け負える業務の範囲とすり合わせながら、今後の業務の枠組みについて市側の事務局と協議させてもらいたいと考えております。
14	市長	意見交換できる場を定期的に設けたいと考えている。組合内の意見を事務局で取りまとめていただき、土木課や財政課も入って、一つでも二つでも解決していきたい。	組合事務局	開催に向けて、準備を進めます。

回答事項の記号「 」以降に書かれている内容は市が持ち帰りとした案件について、確認が取れた内容を追記したものです。